

防人計（事）第147号
令和5年4月5日
一部改正 防人計（事）第235号
令和5年6月30日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官
殿

事務次官
(公印省略)

人的基盤の強化に関する検討委員会設置要綱について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、人的基盤の強化に関する検討委員会設置要綱について（防人計（事）第21号。令和2年2月3日）は、廃止する。

添付書類：別紙

人的基盤の強化に関する検討委員会設置要綱

(委員会の設置)

第1 国家安全保障戦略（令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）、国家防衛戦略（令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）及び防衛力整備計画（令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）において掲げられた人的基盤の強化を推進するための幅広い施策について総合的な検討を行うため、防衛省に人的基盤の強化に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成)

第2 委員会の構成は、次のとおりとする。

(1) 委員長：防衛大臣の指名する防衛大臣政務官

(2) 副委員長：事務次官

(3) 委員：大臣官房長

防衛政策局長

整備計画局長

人事教育局長

統合幕僚長

陸上幕僚長

海上幕僚長

航空幕僚長

2 委員長は、委員会における検討のため必要があると認めるときは、前項第3号に掲げる者以外の者を委員会に参加させ、意見を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

(委員会の運営)

第3 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を助け、会務を整理する。

(作業部会の設置)

第4 委員会の下に、委員会を補佐し、委員会の指示する事項について必要な作業を行うため、作業部会を置く。

2 作業部会の構成は、次のとおりとする。

(1) 作業部会長：人事教育局長

(2) 部 会 員：防衛政策局長が指名する防衛政策局次長

サイバーセキュリティ・情報化審議官

防衛力の抜本的強化に関することを総括整理する大臣官房

審議官

人事教育局の所掌に関するものを総括整理する大臣官房審議官

統合幕僚監部総務部長

統合幕僚監部防衛計画部長

陸上幕僚監部人事教育部長

陸上幕僚監部防衛部長

海上幕僚監部人事教育部長

海上幕僚監部防衛部長

航空幕僚監部人事教育部長

航空幕僚監部防衛部長

(作業部会の運営)

第5 作業部会長は、作業部会を招集し、作業部会の事務を総括整理する。

2 作業部会長は、作業部会における検討のため必要があると認めるときは、第4第2項第2号に掲げる者以外の者を作業部会に参加させ、意見を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

(作業チームの設置)

第6 作業部会の下に、作業部会を補佐し、作業部会の指示する事項について必要な作業を行うため、作業チームを置く。

2 作業チームの構成は、次のとおりとする。

(1) 作業チーム長：人事教育局人事計画・補任課長

(2) 副作業チーム長：人事教育局人材育成課長

(3) チーム員：大臣官房秘書課長

大臣官房企画評価課長

大臣官房会計課長

防衛政策局戦略企画参事官

整備計画局防衛計画課長

整備計画局サイバー整備課長

整備計画局施設計画課長

人事教育局給与課長

人事教育局厚生課長

人事教育局服務管理官

統合幕僚監部総務部人事教育課長

統合幕僚監部防衛計画部防衛課長

統合幕僚監部防衛計画部計画課長

陸上幕僚監部人事教育部人事教育計画課長

陸上幕僚監部人事教育部募集・援護課長

陸上幕僚監部人事教育部厚生課長

陸上幕僚監部防衛部防衛課長
海上幕僚監部人事教育部人事計画課長
海上幕僚監部人事教育部補任課長
海上幕僚監部人事教育部厚生課長
海上幕僚監部人事教育部援護業務課長
海上幕僚監部人事教育部教育課長
海上幕僚監部防衛部防衛課長
航空幕僚監部人事教育部人事教育計画課長
航空幕僚監部人事教育部補任課長
航空幕僚監部人事教育部厚生課長
航空幕僚監部人事教育部募集・援護課長
航空幕僚監部防衛部防衛課長

(作業チームの運営)

第7 作業チーム長は、作業チームを招集し、作業チームの事務を総括整理する。

2 作業チーム長は、作業チームにおける検討のため必要があると認めるときは、第6第2項第3号に掲げる者以外の者を作業チームに参加させ、意見を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

3 副作業チーム長は、作業チーム長を助け、作業チーム長が不在の場合には、その職務を代行する。

(防衛大学校の充実・強化に関する調整部会の設置)

第8 委員会の下に、特に防衛大学校における教育方針、管理・運営体制に係る諸課題等について検討を行うため、防衛大学校の充実・強化に関する調整部会（以下「調整部会」という。）を置く。

2 調整部会の構成は、次のとおりとする。

(1) 調整部会長：事務次官

(2) 部 会 員：大臣官房長

人事教育局長

大臣官房衛生監

防衛大学校長

統合幕僚長

陸上幕僚長

海上幕僚長

航空幕僚長

(調整部会の運営)

第9 調整部会長は、調整部会を招集し、調整部会の事務を掌理する。

2 調整部会長は、調整部会における検討のため必要があると認めるときは、第8第2項第2号に掲げる者以外の者を調整部会に参加させ、意見を述べさせ、又は

資料の提出を求めることができる。

（関係部局の協力）

第10 関係部局は、委員長、作業部会長、作業チーム長及び調整部会長から関係者の出席、資料の提出等の依頼があった場合には、これに協力するものとする。

（部外有識者の招へい）

第11 委員長又は調整部会長は、必要があると認めるときは、部外有識者を委員会又は調整部会に招へいすることができる。

（庶務）

第12 委員会、作業部会及び作業チームの庶務は、人事教育局人事計画・補任課において処理する。

2 調整部会の庶務は、人事教育局人材育成課において処理する。

（委任規定）

第13 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が、作業部会の運営に関し必要な事項は作業部会長が、作業チームの運営に関し必要な事項は作業チーム長が、調整部会の運営に関し必要な事項は調整部会長が、それぞれ定める。